

家庭掲示用

1 対象となる地域と警報等の種類

＜地域＞京都府全域、または南丹市
＜種類＞「特別警報」及び大雨・暴風・洪水・暴風雪に関する「警報」
※大雪警報、波浪警報、高潮警報は除く。

2 判断する時間等

(1) 「特別警報」が発令されている場合

○臨時休校とします。ただちに命を守る行動をとってください。

(2) 「大雨」「暴風」「洪水」「暴風雪」のいずれかの「警報」が発令されている場合

① 午前6時30分の時点で「警報」が発令されている場合、登校を見合わせ『自宅待機』とします。

○午前6時30分での「警報」の発令状況、発令区域は、公共放送(テレビ、ラジオ等)、情報通信機器等でご確認ください。
○午前6時30分以降、登校までに上記の「警報」が発令された場合も同様です。
(既に学校に向かって登校中の場合は、学校で収容し、生徒の安全確保を最優先とした対応をします。)

② 午前8時30分を過ぎても「警報」が発令中の場合は、原則として『臨時休校』とします。

○気象情報等を勘案して臨時休校になる場合は、「南丹市こども安心メール」及び「学校ホームページ」で補助的に連絡したのち、「電話連絡網」で連絡します。
※学校ホームページ <http://www.kyoto-be.ne.jp/tonoda-jhs/cms/>
○自宅待機中、並びに休校の場合、安易に外出したり、危険な場所に行くことのないように配慮をお願いします。
○休校になった場合、その趣旨や安全確保の点から、自宅で過ごし自宅学習に取り組むようにご家庭でもご指導ください。

③ 午前8時30分までに「警報」が解除された場合は、学校からの指示により登校してください。

○始業時刻を遅らせて、授業を実施します。
○バス、JRの運行状況を確認した上で、電話連絡網で乗車時刻、授業開始時刻等を連絡します。

④ 登校後、在校時に「特別警報」が発令された場合は、学校待機等、生徒の安全確保を最優先に対応します。

また、「警報」が発令された場合は、天候状況・下校路の安全等を判断し、下校・学校待機等、生徒の安全を第一に配慮し、必要な措置や対応を講じます。

○「特別警報」が発令された場合及び途中で下校することになった場合は、「南丹市こども安心メール」及び「学校ホームページ」で補助的に連絡したのち、「電話連絡網」で連絡します。
○交通網が遮断、不通の場合や通学路の安全が確保できない場合についても、教育委員会と協議の上、必要な措置を講じます。

3 学級毎の「電話連絡網」は、必要なときに利用できるように、お手数ですが、電話機の近くに保管していただくようお願いいたします。